

令和元年9月17日

お客さま各位

京都北都信用金庫

個人向け信託商品に係る消費税率引上げに伴う 信託契約事務手数料の改定について

平素は私ども京都北都信用金庫に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%へ引上げられることに伴い、しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」、の信託契約事務手数料を改定いたしますのでご案内申し上げます。

なお、今回の改定は消費税率の引上げを反映するもので、税抜手数料率は変更ございません。

記

しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」		
	信託契約事務手数料	
	改定前	改定後
信託契約時	信託金額×0.324%（上限：54,000円） （手数料：50,000円+消費税：4,000円）	信託金額×0.330%（上限：55,000円） （手数料：50,000円+消費税：5,000円）
追加信託時	信託金額×0.324%（上限：54,000円） （手数料：50,000円+消費税：4,000円）	信託金額×0.330%（上限：55,000円） （手数料：50,000円+消費税：5,000円）
但し、当金庫に年金受給口座を指定されている方は無料		

以上